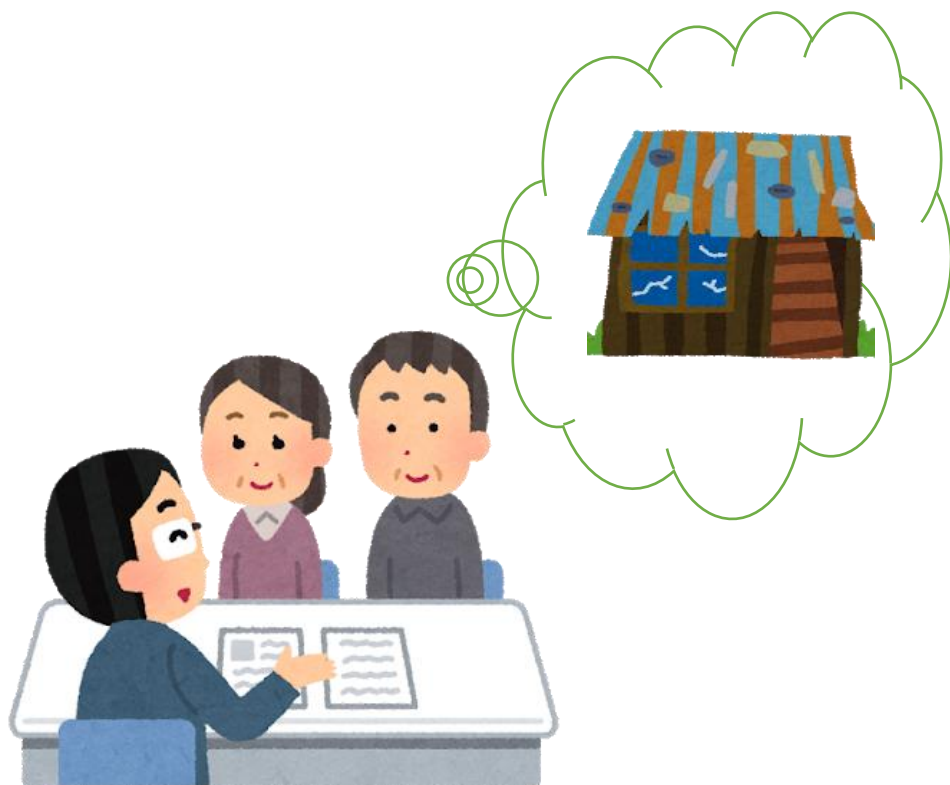


空き家担当者の皆様方へ



福岡県司法書士会 ADR センター
認証番号 : 第 55 号
認証年月日 : 平成 22 年 1 月 22 日

空き家に関する様々な相談の中には、話し合いで解決した方が良いものもあると思います。福岡県司法書士会では話し合いでの解決を目指してADRセンターを運営しています。

ADRとは、トラブルが起こった時に当事者が話し合っ
て、納得・満足できる解決方法を見つける手続きです。
当センターではトレーニングを受けた司法書士が中立・
公平な立場から話し合いのお手伝いをします。

裁判手続きとは大きく違う点として、ご希望に合わせて日時や場所を決めることができ、土日祝日、夜間の開催や公民館等での開催も可能です。

また、現在は 事務手数料3,000円のみで利用できます。(平成31年3月31日まで)

空き家のトラブルに関して、どの様なケースでADRが利用できるのかをご紹介します。

事例①（遺産分割協議のケース）

Aさんの祖父は土地と建物を残して数十年前に亡くなりました。相続手続きがされないままでは現在は空き家になっています。Aさんはこのまま空き家を放置しておくのは危ないし、将来子供たちにも迷惑がかかるので今のうちにどうにかしたいと思っています。しかし、相続人だけでは上手く話がまとまりません。



**相続人同士の話し合いをADRセンターで行うことが
出来ます**

事例②（近隣トラブルのケース）

Bさんの自宅の隣は数年前から空き家になっています。空き家の所有者は管理をしていないため草が伸び放題です。最近ではゴミの不法投棄もされるようになりました。所有者を知っているので、きちんと管理をするようお願いしてみましたが、状況は改善されないままです。



空き家所有者との話し合いをADRセンターで行う
ことができます

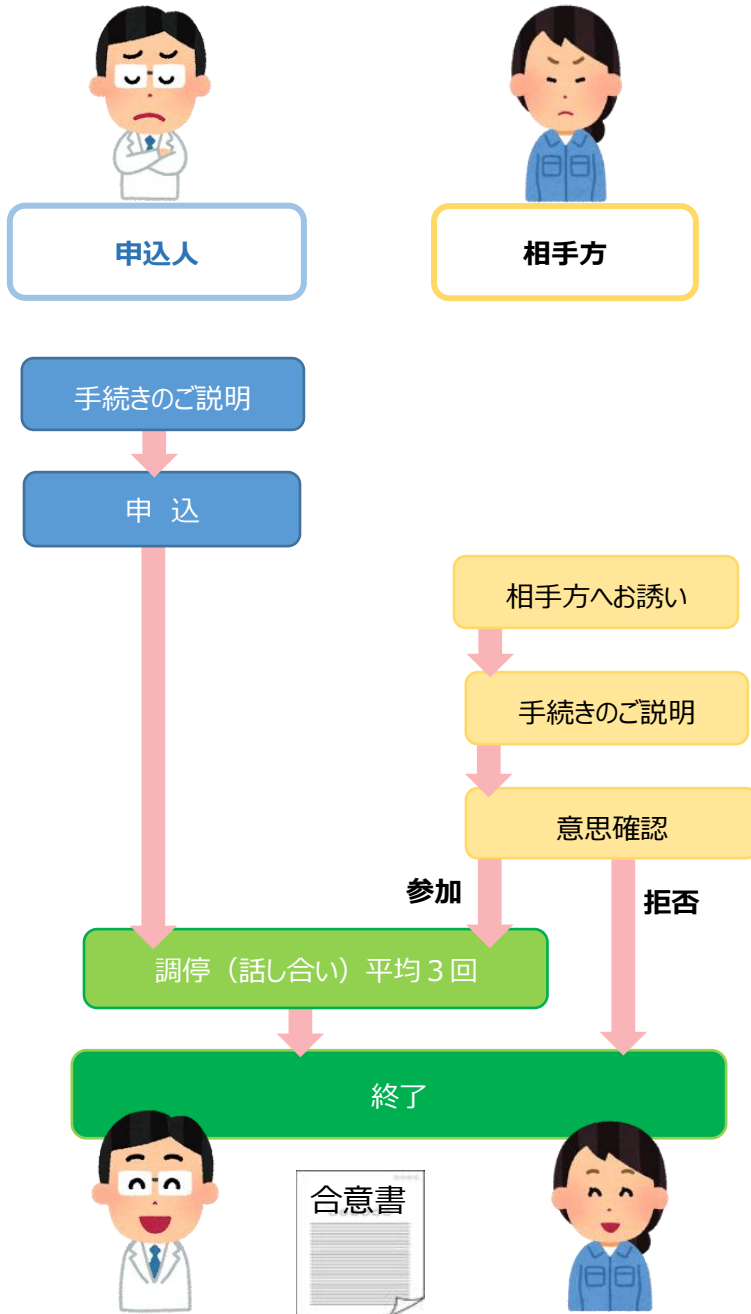
事例③（空き家の活用についてのケース）

Cさんは空き家を何とか活用できないかと考え、リフォームをすることにしました。しかし、リフォームを任せた業者と代金や仕上がりのことでもめてしまいました。



**リフォーム業者との話し合いをADRセンターで行う
ことができます**

ADRの手続きの流れ



空き家に関してお困りごとがある場合に、解決手段のひとつとして当ADRセンターをご紹介いただけたら幸いです。

ADRに関するご質問等は下記までお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】

福岡県司法書士会 ADR センター

住所 福岡市中央区舞鶴 3 丁目 2 番 23 号

(福岡県司法書士会館内)

電話 092-741-0530

受付時間 月～金 (祝日、年末年始を除く)

10:00～16:00